件 名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	薬務衛生課
根拠法令等	〇調理師法
	〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため
	の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政
	令等の整備等に関する政令(平成27年政令第128号)
	〇調理師法施行令(昭和33年政令第303号)

【改正の概要】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成27年政令第128号)により、調理師法施行令(昭和33年政令第303号)の一部が改正されたことに伴い、標記条例において引用している関係条文の規定整備を行う。

<改正内容>

本条例にて、保健所を設置する市が行うこととしている、調理師法に基づく調理師養成施設の指定の申請等の受理及び知事への送付等に関する条文において、 条ずれの修正及び「知事を経由する」旨の文言削除を行う。

別表 37

- (5) 政令<u>第1条の3第2項の規定により知事を経由する同条第1項</u>の規定 ↓ 政令第1条の2の規定
- (6) 政令<u>第1条の4の規定により知事を経由する同条</u>の規定 ↓ 政令第1条<u>の3</u>の規定
- (7) 政令<u>第1条の5の規定により知事を経由する同条</u>の規定↓政令第1条の4の規定

施 行 日 公布日

【その他参考事項】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号第4次一括法)により、平成27年4月から、調理師法に基づく調理師養成施設の指定等に関する事務が、厚生労働大臣から都道府県知事に権限移譲された。